

～登録システムについて～

登録システムをご利用になれる方

市内の自宅に居住している高齢者等のうち、認知症等又はその疑いがある方

登録の届出ができる方

本人（以下「対象者」と言います。）、家族、補助人、保佐人、後見人、家族から委任を受けた代理人の方

登録方法

「佐伯市SOSネットワーク事業登録届」（様式第1号）を佐伯市に提出

後日「佐伯市SOSネットワーク事業登録通知書」（様式第3号）が届き
登録は完了です。

※登録された情報は佐伯市・佐伯警察署・佐伯市消防本部で共有されます。
※登録後の内容の変更・取消しはいつでも可能です。

登録後の取扱いについて

- ◎ 年に1回程度、佐伯市から登録した情報の確認が行われます。
- ◎ 対象者が行方不明となった場合は以下の流れとなります。

佐伯警察署に通報（0972-22-2131）してください。

佐伯警察署に「佐伯市SOSネットワーク事業搜索届」（様式第5号）提出

「佐伯市SOSネットワーク事業搜索届」及び事前に登録していただいた情報をもとに佐伯市・佐伯警察署・佐伯市消防本部・協力機関（※）で緊急搜索を行います。

※協力機関とは、佐伯市内で行方不明者が発生した際に、業務の範囲内で搜索にご協力いただけるお店や事業所のことです。なお、協力機関とは事前に佐伯市との間で「佐伯市SOSネットワーク事業に関する協定書」を結んでおり、個人情報を守る義務がありますのでご安心ください（協力機関に搜索情報を伝えるのは行方不明となった場合のみです。）。